

警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領

制定 令和3年 3月15日
一部改正 令和4年10月18日
一部改正 令和5年 8月23日
一部改正 令和6年 9月27日

第1 趣旨

この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅣ・Ⅴについて、補助の要件等を定めるものである。

なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴う医療機関等の休止等により医療の不足する避難地域において、医療機関等の行う地域医療に関する取組を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。

第2 要件

避難地域において下記の取組を行うことを要件とする。なお、避難地域は、双葉郡8町村、南相馬市（小高区）、田村市（都路地区）、川俣町（山木屋地区）、飯舘村を、医療機関等は、病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）をそれぞれいう。

なお、同事業にⅠ及びⅡにおいて運営に必要な経費の補助を受ける場合は申請を行うことはできない。（車両購入費を除く。）

(1) 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う場合

本事業によって補助を受ける事業者は、地元の了解を得た上で、安全運転に努めると共に、次に掲げることを行わなければならない。

ア 利用者には可能な限り公共交通機関による移動をお願いし、公共交通機関の送迎時間や送迎ルートが重ならないようにすること。

イ 車両の購入にあたっては、入札や見積合せを原則実施することとし、経費の削減に努めること。

ウ 車両を購入する場合、診療日の半分以上の稼働が見込めること。

エ 車両には医療機関名を入れること。

オ 送迎にあたり運賃を徴収する場合は、路線届出等必要な手続を行うこと。

(2) 地域医療に貢献する取組を行う場合

地域医療に貢献する取組とは、在宅医療等（訪問診療、往診、オンライン診療、訪問看護、服薬指導等含む。）の提供や、出前講座、相談外来、サロン等の住民に対する健康増進等に関する取組をいう。

第3 補助金の算定

(1) 補助対象経費

- ① 患者自宅や医療機関等に送迎を行うために車両を購入する場合
要綱別表2の補助対象経費のうち、送迎に必要な車両購入費及びその他経費を対象とする。
- ② 地域医療に貢献する取組を行う場合
要綱別表2の補助対象経費のうち、在宅医療等の提供、健康増進等に関する取組に必要な経費とする。(ただし在宅医療等の提供においては、10万円以上の機器は除く。)

(2) 補助金額の算定方法

補助金額の算定方法については、要綱に定める補助基準額のほか、次のア、イを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

なお、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めるものとする。

ア 次の(a)と(b)の経費を合算した金額から診療収入額を控除した金額

(a) 人件費等：(3)の補助基準額と人件費及び報償費として実際に支払った額とを比較して少ない方の額

(b) (a)以外の経費：実際に支払った額

イ 総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した金額

なお、「その他の収入」には交通費等、保険適用外経費の実費額を患者に請求した場合の収入を含むものとする

(3) 補助基準額

要綱別表2の補助基準額について、その他経費は以下のとおりとする。

その他経費 3,497千円

人件費は次のとおりとし、1時間を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに、以下の時給額に2分の1を乗じた額を加算する。

なお、在宅医療等を提供する場合は、患者における診療時間を対象とする。

ア 医師 時給額10,100円

イ 歯科医師 時給額4,800円

ウ 看護師 時給額2,900円

エ 薬剤師 時給額2,900円

オ 理学療法士 時給額2,900円

カ 上記以外(※) 時給額2,400円

※ 「上記以外」には、栄養士、保健師等を含む。

※ 患者送迎等を行う場合は、職種に関わらずに「上記以外」の時給単価とする。

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必

要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調書（要領様式第8号）
- (2) 警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書（要領様式第9号）
- (3) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）
- (4) 車両購入費の補助を申請する場合
ア 整備する車両の能力・規格等が分かる書類（カタログ等）
- (5) 患者送迎等に係る経費の補助を申請する場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 運行計画書（要領様式第10号）
- (6) 在宅医療等に係る経費の補助を申請する場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 在宅診療計画書（要領様式第11号）
- (7) 健康増進等に関する取組の経費の補助を申請する場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 健康増進事業計画書（要領様式第12号）
- (8) その他参考となる資料

第5 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調書（要領様式第13号）
- (2) 警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書（要領様式第14号）
- (3) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
- (4) 収入があった場合は金額が分かる資料（診療報酬明細書等）
- (5) 車両購入費の補助を申請した場合
ア 納品書
イ 整備した車両の写真
- (6) 患者送迎等に係る経費の補助を申請した場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 送迎等実績報告書（要領様式第15号）
- (7) 在宅医療等を提供するための経費の補助を申請した場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 在宅診療実績報告書（要領様式第16号）
- (8) 健康増進等に関する取組の経費の補助を申請した場合
ア 警戒区域等医療施設再開支援事業 健康増進事業実績報告書（要領様式第17号）
イ 取組を行ったことが分かる資料（パンフレット等）
- (9) その他参考となる資料

この要領は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要領の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。